

別記様式第2号（経営管理権負担計画）

経営管理権集積計画

1. 個別事項			経営管理権の設定を受ける市町村(乙)								(名称) 智頭町長 金児 英夫			(住所) 鳥取県八頭郡智頭町大字智頭2072番地1					
整理番号	集○	3-4	経営管理権を設定する森林の森林所有者(甲)								(氏名又は名称)			(住所又は所在地)					
乙が経営管理権の設定を受ける森林(A)														木材の販売による収益から伐採等に要する費用を控除してなお利益がある場合における金額(D)の額の算定方法					
番号	所在	地番	林班	小班	地目	面積 (ha)	現況 林班	現況 樹種	現況 林龄	経営管理権の存続期 間(終期)	経営管理権 の始期 (C)	経営管理権 の存続期 間(終期)	乙が甲にDを支払うべき時期、相手方及び方法						
	西宇峰	849	432	D	保安林	0.14	アガ	80	52	R3.4.1	R13.3.1	別添1参照	別添2参照	別添3参照					
							広葉樹	52											
番号	所在	地番	林班	小班	地目	面積 (ha)	現況 樹種	現況 林龄	経営管理権を認定する森林の甲以外の被用者(E)		査定印		同意印		備考				

この計画に同意する。
権利の設定を受ける市町村(乙)

住 所 (同上)

印

注) 1. 権利を設定する森林の所有者(甲)
1. 本の一節について経営管理権が設定される場合には、当該部分を特定することのできる図面を添付するとともに、備考欄にその旨を記載する。

住 所 (同上)

印

この経営管理実施計画の定めることにより設定される経営管理受益権は、1の個別事項に定めるもののほか、次に定めるところによる。

- (1) 経営管理施設に基づいて行われる経営管理の内容
乙は、1の個別事項に記載された森林（以下「当該森林」という。）の経営管理のため、1の個別事項に定めるところにより立木の伐採及び木材の販売、造林並びに保育（以下「伐採等」という。）を実施し、木材の販売による収益（以下「販売収益」という。）を收受するなども、に、販売収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合にその一部を甲に支払う事業を実施すること。
- (2) 受益者の義務
 - ① 経営管理実施計画が定められない場合には、乙は、自己の財産に対するものと同一の注意義務をもつて経営管理を行う義務を負う。
 - ② 経営管理実施計画が定められる場合には、経営管理実施計画に定める事項により経営管理受益権者に対して義務の履行を要する事項について、経営管理実施計画に定める事項に對して義務の履行を行えることができる。また乙はこの経営管理実施計画及び当該経営管理受益権を実施する。

- (3) 経営管理施設の対象とする森林
当該森林に立木の所有権は甲に帰属する。

- (4) 経営管理実施計画の公生により、乙に経営管理受益権が、甲に経営管理受益権（金銭の支払を受けた権利）が、それぞれ設定される。

- (5) 税額公課の負担
甲は、経営管理機の目的物に対する固定資本税その他の租税を負担する。

- (6) 経営管理施設の条件
乙は、甲が次のいずれかに該当する場合には、この経営管理実施計画に係る部分を取り消すことができる。

- (7) 経営管理の設定期間の変更
① 乙は、（1）、（13）に掲げる事項の実施のため必要があるときは、当該森林に設時立ち入り、若しくは乙以外の者と立ち入りさせ、又は当該森林に設定された路網その他の施設

- (8) 甲が偽りその他不正な手段により乙に経営管理受益権を有しなくなつた場合
ア 甲が偽りその他不正な手段により乙に経営管理受益権を有する事項を実施することができない。

- (9) 乙が当該森林に係る施設を有しない場合
イ 乙は、（1）に掲げる事項を実施することができない。

- (10) 甲の個別事項に定める経営管理権の存続期間において解約しようとする場合は、この同意を得るものとする。

- (11) 乙は、（1）、（13）に掲げる事項の実施のため必要があるときは、当該森林に設時立ち入り、若しくは乙以外の者と立ち入りさせ、又は当該森林に設定された路網その他の施設

- (12) 甲の通知及び請求
① 乙は、（1）に掲げる事項の実施のため必要があるときは、当該森林に設時立ち入り、若しくは乙以外の者と立ち入りさせ、又は当該森林に設定された路網その他の施設

- (13) 経営管理実施計画の作成
① 乙は、甲から経営管理施設の設定を受けた森林の一部又は全部についてこの経営管理受益権を贅定することができる。

- (14) その他の
この経営管理実施計画に定めのない事項及びこの経営管理実施計画に規定が生じたときは、甲、乙が協議して定める。

経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容

別添2 木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭（D）の額の算定方法

対象森林					木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭（D）の額の算定方法
所在	地番	林班	小班		【経営実施権が設定される場合】
西字線	849	432	D		(1) 甲に支払われるべき金銭の額の算定方法
					○ 主伐について甲に支払われるべき金銭の額は、木材の販売による収益の額から主伐に係る経費、木材の販売に係る経費、主伐後の植栽（鳥獣害対策施設の設置・維持管理を含む。以下同じ。）及び保育に係る経費その他経営管理に要する経費として乙が算定した額を控除した額とする。
					○ 利用間伐について甲に支払われるべき金銭の額は、木材の販売による収益の額から利用間伐にかかる経費及び木材の販売に係る経費として乙が算定した額を控除した額とする。
					(2) 木材の販売収益の額の算定方法
					○ 主伐及び利用間伐に係る木材の販売収益については、実際に木材を販売して得られた収益の額とする。
					(3) 伐採等に要する経費の算定方法
					○ 乙が算定する主伐に係る経費については、経営管理実施権者が経営管理実施権の設定を受けるに当たって乙に提示し、経営管理実施権配分計画に添付された経費の見積額とする。
					○ 乙が算定する主伐が実施された場合における木材の販売に係る経費については経営管理実施権者が経営管理実施権の設定を受けるに当たって乙に提示し、経営管理実施権配分計画に添付された経費の見積額とする。
					○ 乙が算定する主伐後の植栽（鳥獣害対策施設の設置・維持管理を含む）、保育及び利用間伐に係る経費については、施業の実施時点で有効な鳥取県が定める森林環境保全整備事業における標準単価に基に経営管理実施権者が経営管理実施権の設定を受けるに当たって乙に提示し、経営管理実施権配分計画に添付された経費の見積額とする。
					○ 乙が算定する利用間伐が実施された場合における木材の販売に係る経費については、経営管理実施権者が経営管理実施権の設定を受けるに当たって乙に提示し、経営管理実施権配分計画に添付された経費の見積額とする。
					(4) 留意事項
					○ 木材の販売収益から差し引いた主伐後の植栽及び保育に係る経費その他経営管理に要する経費は、甲からの預り金として経営管理実施権者が管理する。なお、経営管理実施権者が預かる期間は、預り金の残額がなくなるか、経営管理に係る持ち出しの必要がなくなるまでとする。
					○ 経営管理実施権者が主伐後の経営管理を行うために要した経費の実費が、上記(3) 伐採等に要する経費の算定方法により算定された経費の額を上回る場合には、その差額は経営管理実施権者が負担するものとする。
					【経営実施権が設定されない場合】
					(1) 甲に支払われるべき金銭の額の算定方法
					○ 経営管理権に基づき乙が実施する間伐の結果生じた木材の販売による収益は乙のものとする。
					(2) 留意事項
					○ 乙が経営管理を行うために要した経費は乙が負担するものとする。

別添3 甲にDを支払うべき時期、相手方及び方法

(経営管理実施権者が設定されない場合)

<時期>

- 乙から甲に対して金銭の支払は行わない。

<相手方及び方法>

- 乙から甲に対して金銭の支払は行わない。

(経営管理実施権者が設定される場合)

<時期>

- 経営管理実施権者から甲に対するDの支払については、伐採後、木材の販売収入額が確定後速やかに行なうものとする。

<相手方及び方法>

- 次の支払先に支払うものとする。

(支払先) 甲の指定する口座